

第4次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画

～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～

4th Sapporo City Basic Plan for Creating a Safe and Secure City Free of Crime

概要



札幌市

「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」の一部見直しについて

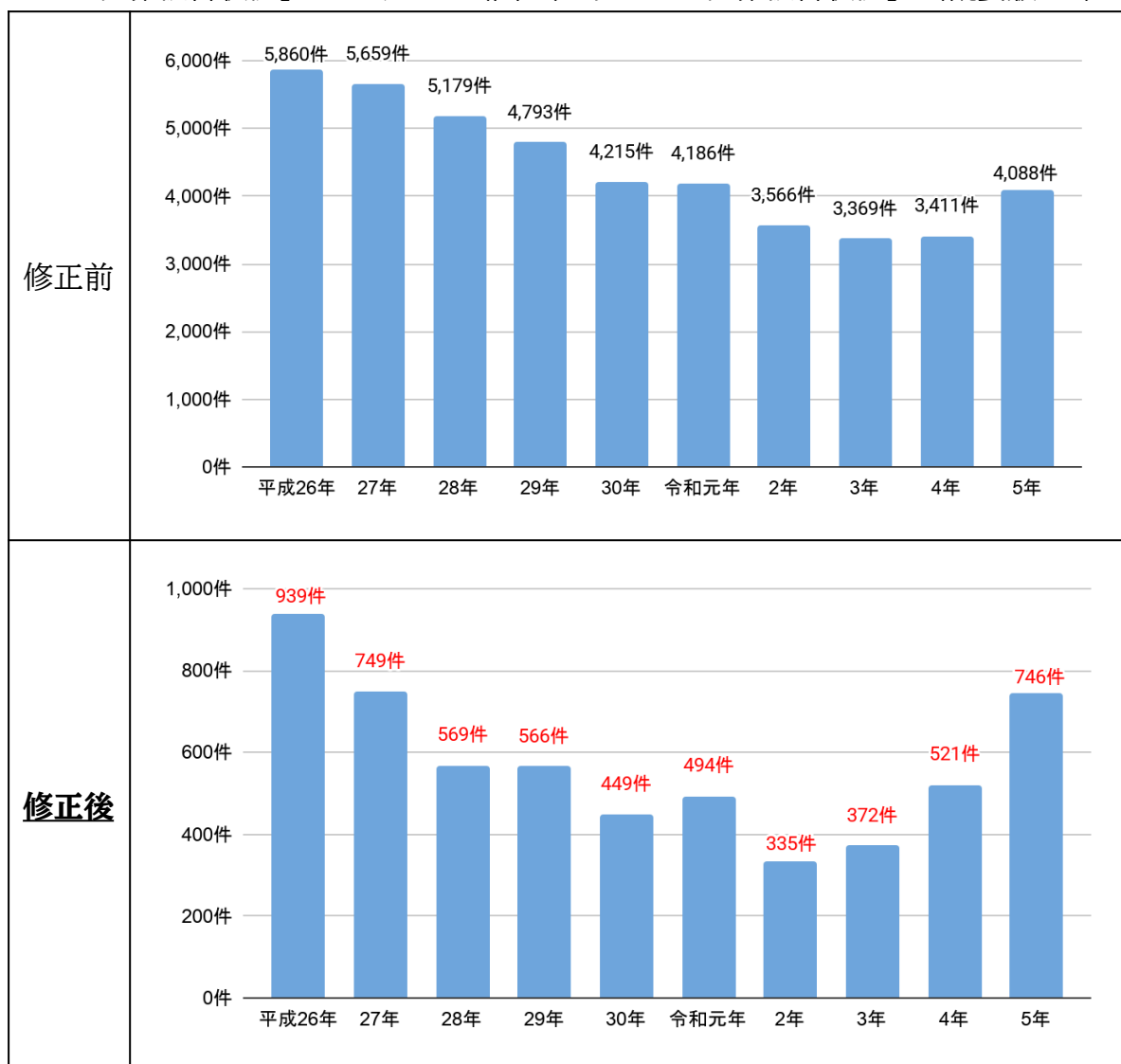
一部の統計に修正があったことから、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」（以下、「第4次基本計画」と表記します。）における成果指標を見直しました。

つきましては、現在公開しております第4次基本計画に係る冊子（本書及び概要版）をご参照いただく際には、恐れ入りますが、**下記の内容に基づき読み替えて**いただきますようお願い申し上げます。

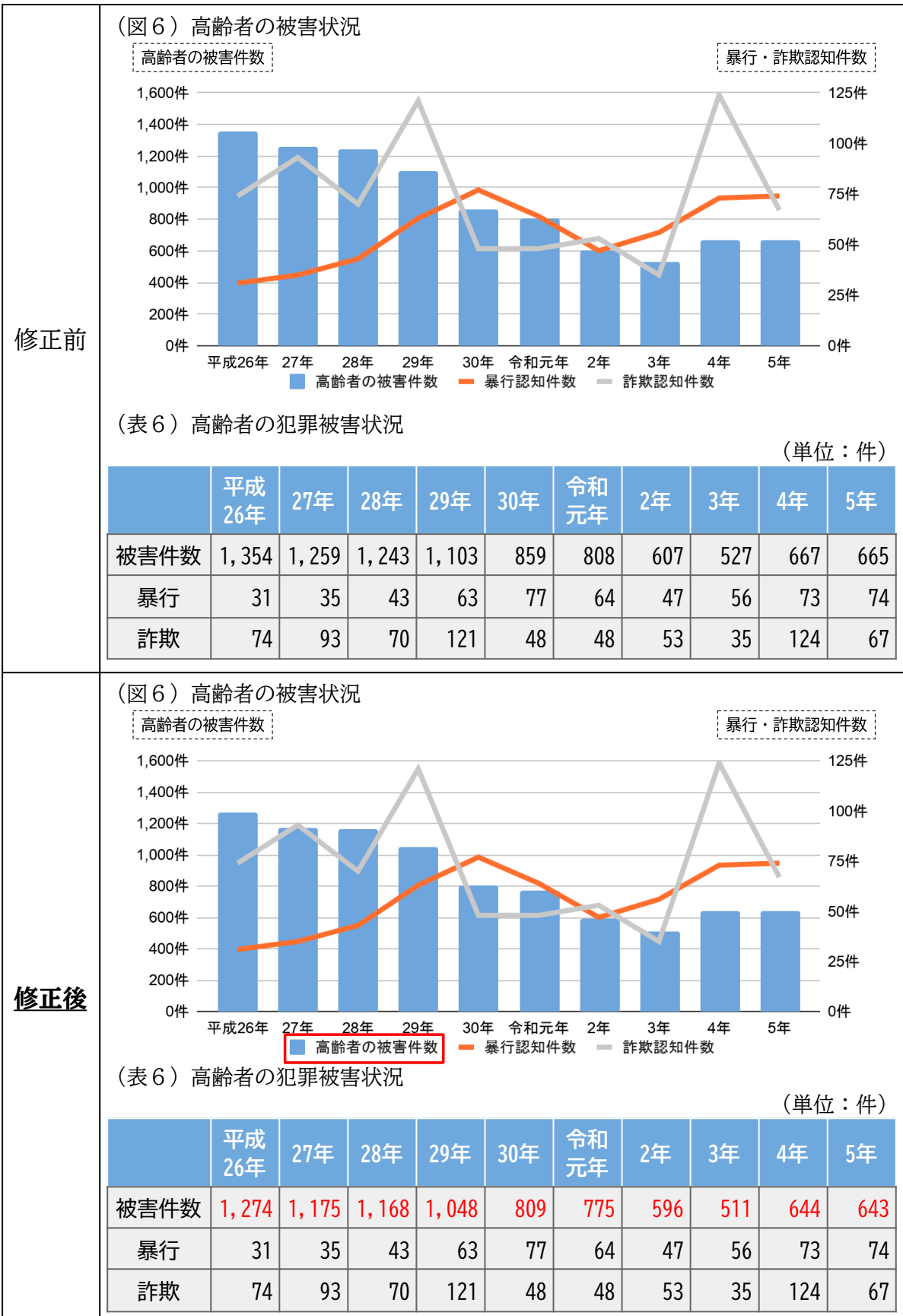
記

1 読み替え箇所・内容

- (1) 第4次基本計画本書P.9「第2章 犯罪の現状と課題-1 犯罪の状況-(3) 子どもの犯罪被害状況」における「(図3)子どもの犯罪被害状況」（概要版P.1）



(2) 第4次基本計画「第2章 犯罪の現状と課題-1 犯罪の状況-(5) 高齢者の犯罪被害状況」(本書P.11)における「(図6) 高齢者の被害状況」及び「(表6) 高齢者の犯罪被害状況」(概要版P.1)



(3) 第4次基本計画「第3章 計画の構成-4 成果指標」(本書P.39)における「(表16) 第4次基本計画における成果指標」(概要版P.4)

	成果指標	基準値	目標値	関連の深い基本方針及び重点テーマ					
				基本方針				重点	
				1	2	3	4	1	2
修正前	1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
	(1) 刑法犯認知件数のうち 子どもの被害件数	4,088件 (令和5年)	3,200件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	
	(2) 刑法犯認知件数のうち 高齢者の被害件数	665件 (令和5年)	530件未満 (令和11年)	○	○	○	○		○
	2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識 をもって暮らしている市民の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○				○	○
	3 地域で防犯活動を行っている市民 の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○			○	○
4 犯罪被害者等への支援が必要だと 思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)				○			
修正後	1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
	(1) 刑法犯認知件数のうち 子どもの被害件数	746件 (令和5年)	590件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	
	(2) 刑法犯認知件数のうち 高齢者の被害件数	643件 (令和5年)	510件未満 (令和11年)	○	○	○	○		○
	2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識 をもって暮らしている市民の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○				○	○
	3 地域で防犯活動を行っている市民 の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○			○	○
4 犯罪被害者等への支援が必要だと 思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)				○			

2 その他

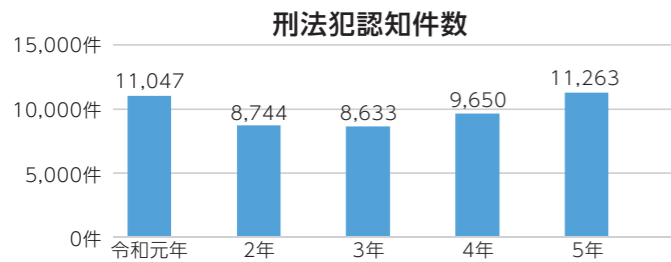
- (1) 今後配布する第4次基本計画に係る本書及び概要版には、本書を挟み込んで配布いたします。
- (2) 公開中の第4次基本計画に係る本書及び概要版のデータは、巻頭に本修正内容を提示いたします。

犯罪の現状と課題

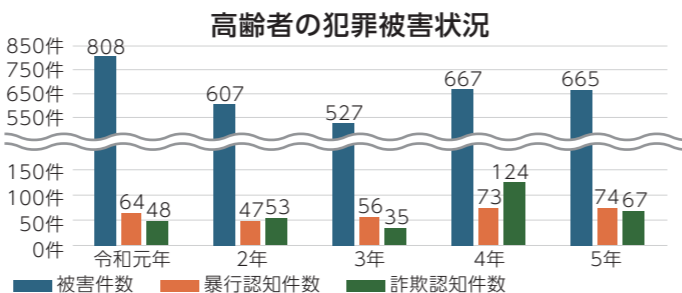
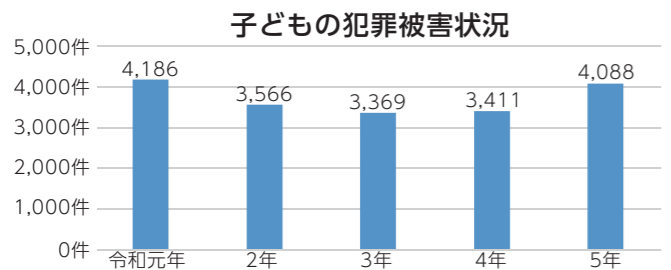
札幌市における犯罪の状況 (各種犯罪統計は北海道警察提供による)

札幌市における令和5年(2023年)の刑法犯認知件数*は11,263件と、平成13年(2001年)をピークに減少が続く、令和4年(2022年)から増加に転じました。

令和5年(2023年)における刑法犯認知件数の内訳では、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約4割を占めていることから、刑法犯認知件数を減少させていくための課題として認識しています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では不同意わいせつが増加傾向にあります。



犯罪種別	認知件数
窃盗犯	7,628件
凶悪犯	92件
粗暴犯	1,551件
知能犯	380件
風俗犯	255件
その他	1,357件



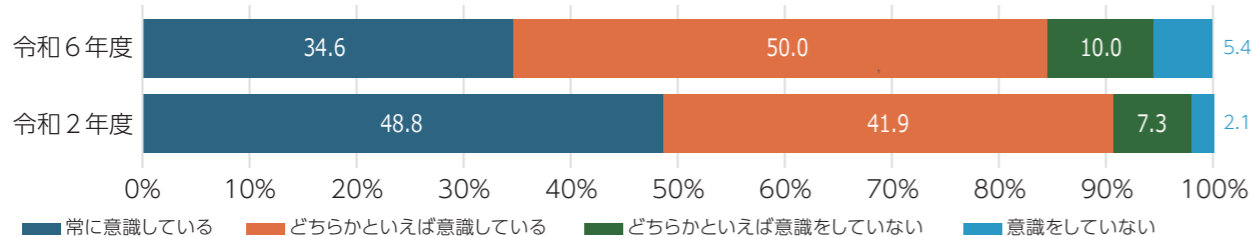
●子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が続いており、子どもの安全を確保するための取組が必要です。

●高齢者は暴行被害が増加傾向となっているほか、詐欺被害が令和4年(2022年)に急増しています。

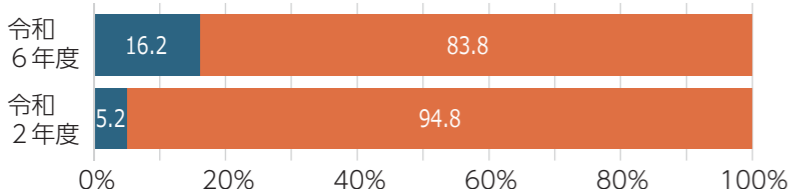
市民意識の実態

防犯意識の向上は、犯罪被害に遭うリスクのみならず、自らが加害者になるリスクの低減にもつながります。令和6年度(2024年度)に札幌市が実施したインターネットアンケートでは、令和2年度(2020年度)と比較し、防犯意識をもって暮らしている市民の割合は減少傾向で推移しています。

自ら犯罪に遭わないよう、出かけるときは短時間でも施錠したり、明るい道を歩くなど常に防犯意識をもって暮らしていますか。



地域で行う防犯活動を行っていますか。



地域で行う防犯活動に参加しやすくなる条件 (令和6年度)

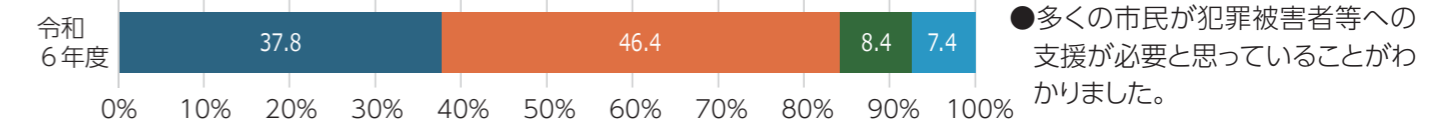
- 好きな時間や参加頻度を選べる ……43.0%
- 参加の仕方がわかりやすい ……36.2%
- お金がかからない ……32.2%

*複数回答可

●防犯活動への市民参加をさらに促進する上で、参加条件として活動の時間・頻度の自由度等が重視されていることがわかりました。

* 認知件数 警察において発生を認知した事件の数

犯罪被害者等への支援は必要だと思いますか。



●多くの市民が犯罪被害者等への支援が必要と思っていることがわかりました。

第3次計画の総括と方向性

前計画である第3次計画を総括し、次期計画の方向性を整理しました。

【取組について】

- 第3次計画の基本施策のうち、出前講座等を通じた広報啓発、「ながら見守り」活動による地域防犯活動の促進、防犯カメラ設置補助による地域環境の安全性を高める取組については概ね着実に実施しました。
- 令和2年(2020年)8月からは犯罪被害者等支援制度を創設し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進しました。
- 令和4年(2022年)4月からは札幌市客引き行為等の防止に関する条例を施行し、社会的な問題にも対処しました。

【成果指標について】

(成果指標1) 刑法犯認知件数	実績値 11,263件(令和5年)	目標値 9,000件未満(令和6年)
-----------------	-------------------	--------------------

【分析】

- 平成13年(2001年)をピークに減少を続けてきましたが、令和4年(2022年)から増加に転じました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により停滞していた社会経済活動の回復が人流の増加につながり、街頭犯罪の増加に影響を与えたものとみられます。
- 特に自転車盗はコロナ前より増加しており、窃盗犯の約4割を占めることから課題と認識しています。
- 刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いており、子どもの安全を確保するための取組をさらに推進する必要があります。

(成果指標2) 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	実績値 84.6%(令和6年度)	目標値 95%(令和6年度)
--	------------------	----------------

【分析】

- 第3次計画策定時から減少傾向で推移(自ら実施している防犯対策としては「特に何もしていない」が増加)しています。
- 防犯意識の向上は、犯罪被害に遭うリスクのみならず、自らが加害者になるリスクの低減にもつながることから、今後も引き続き取り組むべき課題と認識しています。
- 特に特殊詐欺は高齢者を中心に被害が拡大しており、闇バイトのような新たな犯罪行為を生む温床にもなっていることから、より効果的な広報啓発の展開が必要です。
- インターネットやSNSを悪用した犯罪が後を絶たないことから、さらなる被害拡大の防止が課題と認識しています。

(成果指標3) 地域で防犯活動を行っている市民の割合	実績値 16.2%(令和6年度)	目標値 25%(令和6年度)
----------------------------	------------------	----------------

【分析】

- 目標値には達していないものの一定の増加がみられます。
- 「ながら防犯」の認知度は上昇しており、知っている人の半数以上が「ながら防犯」を実施しています。
- 防犯活動の参加条件として、活動の時間・頻度の自由度や参加手法の明快さなどが重視されていることから、「ながら見守り」活動登録制度をはじめとする、防犯活動の市民参加のさらなる促進が課題と認識しています。

【第3次計画の総括】

成果指標の一部に数値の改善がみられ、社会的な課題に応える新たな施策も展開し、計画の推進を図る中で、札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思う人が着実に増加している状況を踏まえると、第3次計画の一定の成果が表れているものと分析(令和2年度(2020年度):38.1%→令和6年度(2024年度):46.4%)

今後の方向性

第3次計画において実施してきた市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組を引き継ぐとともに、課題である自転車盗対策、子どもの安全確保に向けた取組、特殊詐欺やインターネット・SNSを通じた犯罪被害防止対策などの充実を図り、闇バイト等の新たな課題に対する対策を講じることが必要です。

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

計画策定の趣旨

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例及び札幌市犯罪被害者等支援条例に基づき、**安全で安心なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援**を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。

基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで

基本方針(概要)

本計画では、次の4つの基本方針を設定し、安全で安心なまちづくり等を推進していきます。

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める
- 2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる
- 3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める
- 4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する

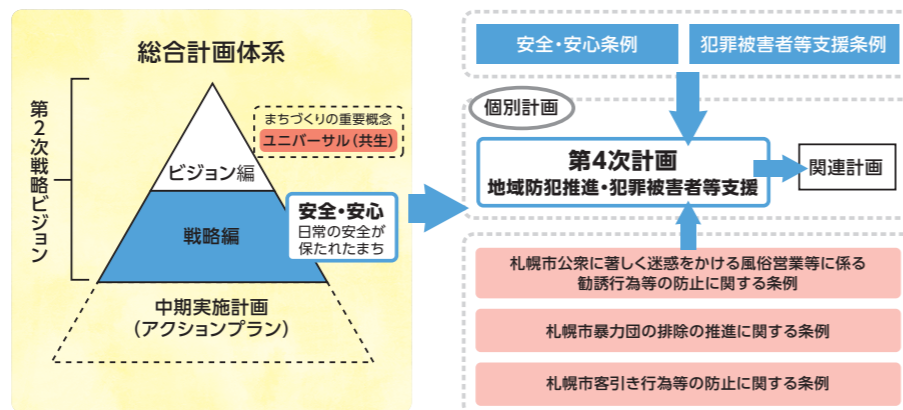
重点テーマ

子どもは、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではありません。また、市内の高齢化がさらに進行していく中で、高齢者を狙った犯罪は今後増加していくことが懸念されています。このため、「**子どもの安全**」と「**高齢者の安全**」を重点テーマとし、達成目標を設定します。

重点テーマ	達成目標	基準値	目標値(累計)
1 子どもの安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「ながら見守り活動」登録制度における事業者等の登録件数	215件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)
2 高齢者の安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「高齢者の安全」に関する情報発信の回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)

計画の位置付け

本計画は、札幌市のまちづくり計画体系において、「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。



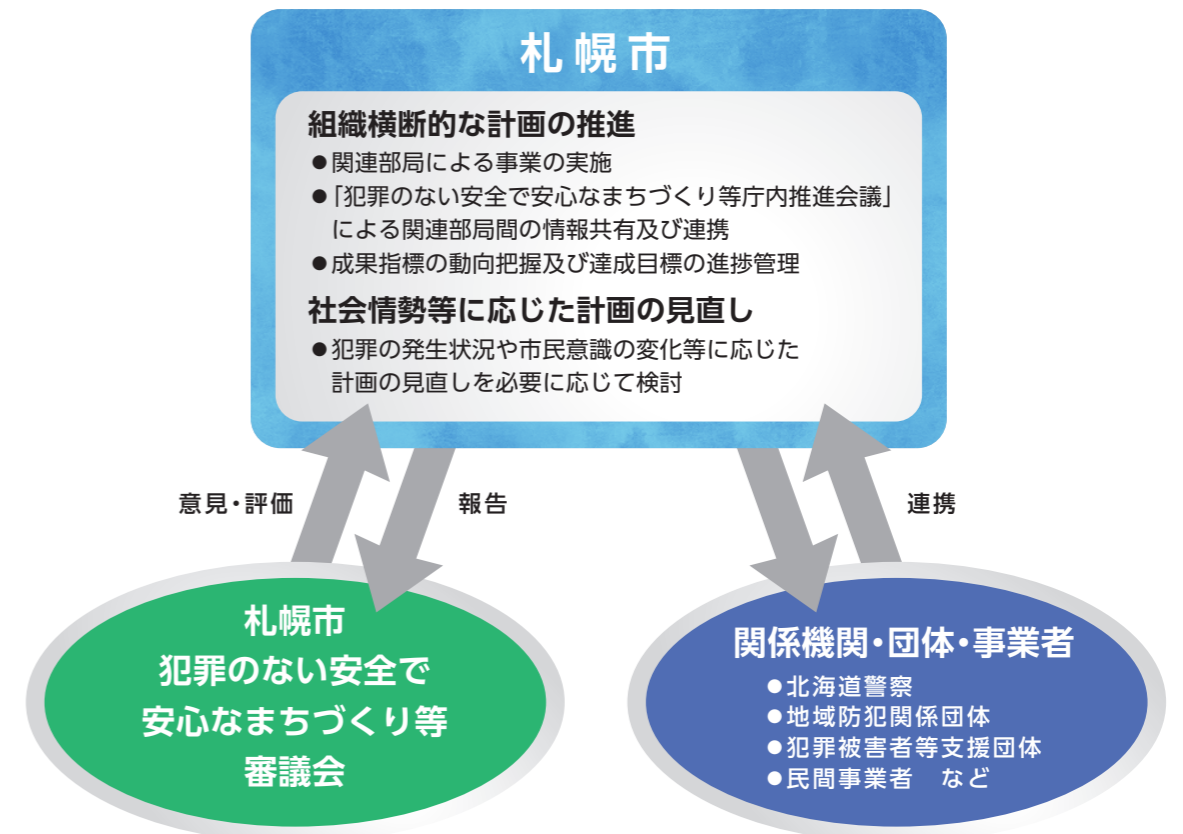
成果指標

基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

成果指標	基準値	目標値	関連の深い基本方針及び重点テーマ					
			基本方針				重点	
			1	2	3	4	1	2
1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
(1) 刑法犯認知件数のうち子どもの被害件数	4,088件 (令和5年)	3,200件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	
(2) 刑法犯認知件数のうち高齢者の被害件数	665件 (令和5年)	530件未満 (令和11年)	○	○	○	○		○
2 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○					○ ○
3 地域で防犯活動を行っている市民の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○				○ ○
4 犯罪被害者等への支援が必要だと思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)				○		

計画の推進体制

- 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、成果指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。
- 防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりや、犯罪被害者等に対する支援に関する施策・取組を実施するにあたっては、関係機関・団体等との連携を図りながら行っていきます。



計画の主な取組

本計画では、市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、これまで実施してきた取組だけではなく、新たな課題にも取り組んでいきます。
ここでは、4つの基本方針に合わせて整理した取組の一部をご紹介します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

基本方針 1 自らの安全を確保するため、
市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

基本施策1
防犯意識・防犯力を高めるための情報提供

基本施策2
子どもに関する防犯力の向上

基本施策3
女性の防犯力向上

基本施策4
高齢者等の防犯力向上



基本方針 2 みんなの暮らしを守るため、
お互いに協力し支え合うまちをつくる

基本施策1
地域における防犯活動の促進

基本施策2
協働による連携体制の充実

基本施策3
地域と一体となった子どもの見守り

基本施策4
女性の犯罪被害防止の取組の推進

基本施策5
高齢者等が安心して暮らせる取組の推進



基本方針 3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、
環境の安全性を高める

基本施策1
市民自らが行う環境整備の促進

基本施策2
犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

基本施策3
歓楽街等を対象とした環境改善

基本施策4
暴力団等の排除

基本方針 4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう
関係機関等と連携・協力して支援する

基本施策1
犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等

基本施策2
犯罪被害者等の経済的負担の軽減

基本施策3
犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援

基本施策4
犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等

基本施策5
犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映

【主な取組】

基本方針 1

- ・子ども、高齢者、女性など世代や対象に応じた出前講座の実施
- ・闇バイトによる犯罪に加担しない、被害に遭わないための啓発
- ・住まいの防犯対策の啓発
- ・特殊詐欺被害防止のための啓発
- ・SNS等を活用した防犯に関する情報発信

基本方針 2

- ・日常生活の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の推進
- ・地域防犯活動や更生保護活動に貢献した市民等に対する表彰
- ・「安全・安心どさんご運動」の普及促進
- ・市民や事業者による「子ども110番の家」や「子ども110番の店」の設置支援
- ・公用車における見守り活動の実施

基本方針 3

- ・私設街路灯設置等に対する補助
- ・地下鉄車内防犯カメラの設置
- ・客引き行為等の迷惑行為の防止
- ・市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進

基本方針 4

- ・犯罪被害者等からの相談等に対応する総合的対応窓口の設置
- ・犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給
- ・精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する医療費等の助成
- ・市民及び事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発





SAPPORO

第4次札幌市犯罪のない
安全で安心なまちづくり等基本計画

概要

～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～

4th Sapporo City Basic Plan for Creating a Safe and Secure City Free of Crime

令和7年(2025年)3月発行

編集・発行 札幌市市民文化局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL:011-211-2252 FAX:011-218-5156
e-mail:kusei@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-D01-25-710
R7-2-543